

商品名等 (電気用品名等)	玩具販売店で販売される電気マッサージ器
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 本製品は、電動機及び電磁ソレノイドを用いて、足裏タタキ機能及び足指モミ機能を有する「電気マッサージ器」として、適合性検査証明書を取得したものである。この製品の表面にキャラクターをプリントしたうえで、キャラクターグッズ販売店及び玩具売場での販売を検討しております。 この場合、電気用品名の変更及び電気用品安全法上の義務について、ご教示下さい。</p> <p>構造、仕様、意匠 外観寸法等：370(W)×345(D)×200(H)mm、重量約4kg 定 格：100V、50-60Hz、20W、15分定格</p> <p>主な使用者、販売先 玩具販売店等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品中、電動力応用機械器具の「電動式おもちゃ」として取り扱う。「電気マッサージ器」ではなく、「電動式おもちゃ」としての手続きが必要となることから、事業の「変更届」を提出し、「電動式おもちゃ」としての義務を履行する必要がある。</p> <p>(理由) 本製品は、製品表面のかなりの部分に、キャラクターがプリントされているので、「電動式おもちゃ」として取り扱うことが妥当と判断する。この場合、キャラクターがプリントされていないものであっても、玩具販売店又は玩具売場で販売する場合は、「電動式おもちゃ」として取り扱うこととなる。 電気用品名が変わることから、法第3条「事業の届出」、法第8条「基準適合義務等」及び法第9条「特定電気用品の適合性検査」等の義務を履行する必要がある。</p>	